

建設業者団体の長 あて

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
( 公 印 省 略 )

技術検定受検資格に関する実務経験の証明について

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項の規定に基づく技術検定（以下「技術検定」という。）の実施に関し、施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和5年5月12日）の一部が令和6年4月1日に施行されることから、令和6年度以降の技術検定における試験事務の取り扱いについて、別添のとおり各指定試験機関に対し通知しましたのでご確認下さい。

技術検定の受検資格要件のうち、実務経験の証明につきましては、令和5年度の技術検定までは、申請時に当該申請者が所属する企業の代表者等により証明をお願いしておりましたが、技術検定不正防止対策検討会の提言（令和2年11月）において、「実務経験の証明の信頼性向上のため、現在の所属がすべての実務経験の証明を行う方法から、企業ごとに証明を求める方法に改めることが望ましい」との提言を頂いたことを踏まえ、令和6年度以降の技術検定の受検申請にかかる実務経験の証明につきましては、原則として、工事毎に、当該工事請負者の代表者等により証明をお願いすることといたしましたので、ご協力を賜りますようお願い致します。

なお、制度改正前の受検資格により受検される場合については、従前のとおり（申請時に所属する企業の代表者等による証明）とし、制度改正後の受検資格により受検される場合であっても、令和6年3月31日を含む工事の経験までは、従前の方法（申請時に所属する企業の代表者等による証明）による証明も可能と致します。

お手数ですが、貴団体参加の建設業者各位にも周知方お願い致します。

以上